③　資格の等級の決定方法　建設工事の種類ごとに上記②の審査事項を要素とする計算方式により算出された数値により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。

（測量・建設コンサルタント等）

①　資格　予定価格の金額に応じ、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、別記２の⑷の①のとおり資格を定める。

②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均実績高

二　経営規模

イ　自己資本額

ロ　有資格者職員数

三　営業経歴

営業年数

③　資格の等級の決定方法　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、上記②の審査事項を要素とする計算方式により算出された数値により別記２の⑷の②に対応する等級に格付ける。

10　その他

①　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事及び測量等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

②　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の一から五までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

一　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

二　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

三　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

四　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

五　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

③　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

④　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑤　９におけるそれぞれの③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

⑥　３の⑵に掲げる諸証明書については、複写等による写しをもって代えることができる。

⑦　３の⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。

⑧　申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。

⑨　申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

別記１　申請書の提出場所

⑴　北海道センター　契約担当職　北海道研究業務推進室長　〒062―8517 北海道札幌市豊平区月寒東２条17―２―１　独立行政法人産業技術総合研究所　北海道センター研究業務推進室会計チーム　TEL：011―857―8424　受付時間：９時00分から17時15分

⑵　東北センター　契約担当職　東北研究業務推進室長　〒983―8551 宮城県仙台市宮城野区苦竹４―２―１　独立行政法人産業技術総合研究所　東北センター研究業務推進室会計チーム　TEL：022―237―8010　受付時間：９時00分から17時15分

⑶　つくばセンター　契約担当職　調達室長　〒305―8561 茨城県つくば市東１―１―１　独立行政法人産業技術総合研究所　つくばセンター財務部　調達室　TEL：029―861―2030　受付時間：９時00分から17時15分

⑷　臨海副都心センター　契約担当職　臨海副都心研究業務推進部長　〒135―0064 東京都江東区青海２―３―26　独立行政法人産業技術総合研究所　臨海副都心センター研究業務推進部会計チーム　TEL：03―3599―8183　受付時間：９時00分から17時15分

⑸　中部センター　契約担当職　中部研究業務推進部長　〒463―8560 愛知県名古屋市守山区下志段味穴ケ洞2266―98　独立行政法人産業技術総合研究所　中部センター研究業務推進部会計チーム　TEL：052―736―7020　受付時間：９時00分から17時15分

⑹　関西センター　契約担当職　関西研究業務推進部長　〒563―8577 大阪府池田市緑丘１―８―31　独立行政法人産業技術総合研究所　関西センター研究業務推進部会計チーム　TEL：072―751―9605　受付時間：９時00分から17時15分

⑺　中国センター　契約担当職　中国研究業務推進室長　〒739―0046 広島県東広島市鏡山３―11―32　独立行政法人産業技術総合研究所　中国センター研究業務推進室会計チーム　TEL：082―420―8316　受付時間：９時00分から17時15分

⑻　四国センター　契約担当職　四国研究業務推進室長　〒761―0395 香川県高松市林町2217―14　独立行政法人産業技術総合研究所　四国センター研究業務推進室会計チーム　TEL：087―869―3520　受付時間：９時00分から17時15分

⑼　九州センター　契約担当職　九州研究業務推進室長　〒841―0052 佐賀県鳥栖市宿町807―１　独立行政法人産業技術総合研究所　九州センター研究業務推進室会計チーム　TEL：0942―81―3613　受付時間：９時00分から17時15分

別記２　業種別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　業種の区分　①等級：予定価格の範囲（：数値）　②数値：等級〕

⑴　土木一式工事、建築一式工事

①　Ａ：６億6,000万円以上　：1,400以上
Ａ：１億5,000万円以上
６億6,000万円未満　：1,200以上
Ｂ：5,000万円以上　１億5,000万円未満
：1,000以上　1,200未満
Ｃ：2,000万円以上　5,000万円未満
：800以上　1,000未満
Ｄ：600万円以上　2,000万円未満
：600以上　800未満
Ｅ：600万円未満　：600未満

②　1,200以上　：Ａ
1,000以上　1,200未満：Ｂ
800以上　1,000未満：Ｃ
600以上　800未満：Ｄ
600未満：Ｅ

⑵　電気工事、管工事、電気通信工事

①　Ａ：６億6,000万円以上　：1300以上
Ａ：１億円以上　６億6,000万円未満
：1150以上
Ａ：1,000万円以上　１億円未満
：950以上
Ｂ：400万円以上　1,000万円未満
：700以上　950未満
Ｃ：400万円未満　：700未満

②　950以上　：Ａ
700以上　950未満：Ｂ
700未満：Ｃ

⑶　上記⑴、⑵以外の工事

①　Ａ：1,000万円以上
Ｂ：　400万円以上　1,000万円未満
Ｃ：　400万円未満

②　950以上　：Ａ
700以上　950未満：Ｂ
700未満：Ｃ